

南伊勢町水道施設維持管理委託業務（南島地区） 仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、南伊勢町が管理する水道施設の点検管理及び保守保全等の業務を円滑に履行するため、その業務に係る仕様を定める。

(業務の履行)

第2条 業務の発注者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書のほか契約書、及びその他関係書類に基づき、給水の安全性と安定供給を最重要とし、安全かつ効率的に業務を履行しなければならない。

緊急漏水修理については、迅速に乙が修理部材を用意し甲が指定する日（当日も含む）に工事を行うこと。

(業務対象施設)

第3条 業務の対象施設は、次のとおりとする。

(1) 点検管理の対象は、以下の18水道施設とする。

新桑・棚橋地区水道施設、古和浦地区水道施設、小方・方座地区水道施設、吉津地区水道施設、河内地区水道施設、東・奈・費地区水道施設、中島地区水道施設（道方、阿曾浦）、大江・道行地区水道施設・各配水池（9箇所）

(2) 点検保全の対象施設は以下のとおりとする。

※詳細は以下の

別紙①維持管理及び点検日報 ②採水表・③南伊勢町水道施設委託業務内容を参照

施設名 水道名	取水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	電気・計装 設備	その他
新桑・棚橋 地区水道施設	深井戸 一式	-	消毒設備のみ	一式	配水池 一式	一式	一式
古和浦 地区水道施設	浅井戸 一式	-	消毒設備のみ	一式	配水池 一式	一式	一式
小方・方座 地区水道施設	浅井戸 一式	-	消毒設備のみ	一式	配水池 一式	一式	一式
吉津 地区水道施設	浅井戸 一式	-	消毒設備のみ	一式	配水池 一式	一式	一式
河内 地区水道施設	浅井戸 一式	-	消毒設備のみ	一式	配水池 一式	一式	一式
東・奈・費 地区水道施設	浅井戸 一式	-	消毒設備のみ	一式	配水池 一式	一式	一式
中島（道方、 阿曾浦） 地区水道施設	深井戸 一式	-	消毒設備のみ	一式	配水池 一式	一式	一式
大江・道行 地区水道施設	浅井戸 一式	-	消毒設備のみ	一式	配水池 一式	一式	一式

(法令等の厳守)

第4条 乙は、本業務の履行に関連する関係法令等を遵守しなければならない。

(災害時の勤務)

第5条 乙は、地震、停電及び配水本管の漏水事故などの重大事故発生時は、連絡体制を整備し所要の人員を現場に配置させる等の応急処置をとらなければならない。

(総括責任者の配置)

第6条 乙は、次の職務を行うため総括責任者を配置しなければならない。

- (1) 現場の責任者として、業務従事者の指揮および監督を行う。
- (2) 契約書、仕様書及びその他関係書類により、業務の目的および内容を十分理解し、施設の機能を発揮し効率的かつ経済的に管理すること。
- (3) 業務従事者の適切な指導監督を行い、技能の向上および事故の防止に努めること。
- (4) 常に状況を的確に把握し、緊急時には直ちに連絡および対処できる状態にしておくこと。

(業務従事者の資格基準)

第7条 乙が配置する業務従事者の基準は次のとおりとする。

- (1) 総括責任者は以下の基準を有すること。
 - ア 総括責任者としての実務経験を有し、水処理、電気計装、機器制御などに関する基礎知識を有すること。
 - イ 業務全体の責任者として、労務管理能力を有すること。
- (2) 業務従事者は、実務経験を有し、水処理、電気計装、機器制御などに関する基礎知識を有すること。

(業務心得)

第8条 本業務は、公共的使命が重大であることを念頭におき、常に各施設の保守点検維持管理に細心の注意を払い、また災害の発生を事前に防止するため、臨機応変の処置をとらなければならない。

(労務管理)

第9条 乙は、従業員の労務管理の一切の責任を負うものとする。

(安全衛生管理)

第10条 乙は、勤務場所が水道施設であることから、平素から安全衛生管理に努め、感染症又は伝染病等の疑いがある場合は、迅速に業務従事者の変更を行うなど安全衛生管理を徹底しなければならない。

- 2 乙は、業務範囲内の施設、建物及びその周辺の清掃に常に心がけ、整理整頓に努めなければならない。
- 3 乙は、契約後に水道施設立入・工事の可能性のある従業員の雇用証明、氏名、生年月日の分かる書類を提出すること。
- 4 乙は、甲が実施する検便検査の指示に従うこと。

(安全教育の訓練)

第11条 乙は、業務に従事するものに対して、施設の安全に関し必要な知識及び技術に関する教育を行わなければならない。

- 2 乙は、業務に従事するものに対して、事故その他災害が発生したときの処置について、実地指導、訓練を行わなければならない。

(研修及び引継ぎ)

第12条 乙の業務従事者は、委託契約後、甲が必要と認める期間において、町等からの業務研修を受け業務の遂行に支障を来たすことのないように業務引継ぎを行わなければならない。

- 2 乙は、業務満了の日前の甲が必要と認める期間において、次期受託者に対して技術指導等を行い、円滑な業務引継ぎを行うものとする。

(貸与品等)

第13条 乙が業務遂行上必要とする工具類や完成図書等は甲が貸与する。

- 2 乙は、貸与品の台帳を作成し、その保管状況を把握し、毀損、盗難、紛失等があった場合には、乙の負担により弁償しなければならない。

(巡回及び盗難等の防止)

第14条 乙は、施設への不正侵入者の防止に留意し、必要に応じ巡回しなければならない。また設備機器及び工具類の盗難についても防止に留意しなければならない。

(甲の経費負担)

第15条 業務に必要な次の経費は、甲の負担とする。

- (1) 電気・水道・ガス・滅菌液購入費等
- (2) 薬品・塗料・潤滑油類等補助材料費
- (3) 材料・部品その他補修用品費（乙が甲へ後日請求）
- (4) 報告・記録等に必要の所定の用紙
- (5) その他の消耗品、契約以外の内容を対象とした費用

(乙の費用負担)

第16条 次の経費は乙の負担とする。

- (1) 乙が自ら使用する計器・備品・事務機・事務用消耗品・制服等
- (2) 業務遂行に必要な安全対策器具類
- (3) 点検整備に必要な工具類、測定器具類
- (4) ただし、特殊な工具類や測定器具類は甲が用意する。
- (5) その他

(支払い条件)

第17条 甲は、維持管理委託料として、次のとおり乙に支払うものとする。

- (1) 支払い方法 2回払い4月・10月払い
- (2) 契約時に三重県設計単価が改定された場合は変更契約を行う。

第2章 業務要領

(業務実施日)

第18条 乙は、業務の履行にあたっては、別紙「管理業務要領」により行うものとする。

(業務書類等)

第19条 乙は、業務の履行に当たり次の書類を定められた期間内に甲に提出しなければならない。

- (1) 年間維持管理及び点検表
- (2) その他必要なもの

(点検保全業務の要領)

第20条 乙は、設備点検保全について事故等を未然に防止するとともに、各種機器の機能を十分に発揮するため行うものとし、日常点検及び定期点検等は、次の各号により行うものとする。

- (1) 日常点検は、予防保全を主目的とし、外観及び五感による観察も重視し、異常を発見した場合は、必要に応じ早急に処置をするとともに、その都度甲に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 定期点検は、機器の調整、給油、消耗部品の交換、補充、清掃など常に各種機器が正常に作動するよう整備に努め、必要に応じ作動確認及び分解整備などを行うものとする。また、必要に応じ写真撮影や、測定記録などを行わなければならない。発見した場合は、必要に応じ早急に処置をするとともに、その都度甲に報告し、その指示を受けなければならない。

(異常時の措置)

第21条 乙は、異常時に状況に応じた特に的確かつ迅速な監視を行うとともに甲へ連絡するものとする。

- 2 乙は、重大な非常事態の場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

(採水)

第22条 乙は定期検査（月1回）及び全項目検査（各年1回原水及び処理水）の水質検査用の採水を対象全施設箇所にて行わなければならない。

(緊急時(停電や管破裂等)における24時間管理体制)

第23条 乙は緊急災害時（停電や管破裂等）において、24時間体制を整え対応しなければならない。

第3章 その他

(賠償責任)

第25条 契約期間中に生じた運転監視の誤操作や設備点検保全の不備による機器等の破損、故障および第三者に及ぼした損害により生じた必要経費は乙が負担するものとする。ただし、乙の責に帰さない場合は、この限りでない。

(疑義)

第26条 本仕様書に疑義が生じたとき、又は仕様書に定めのない事項が生じたときは甲、乙協議の上定めるものとする。

実管理業務要領（南島地区）

点検維持管理の内容（対象施設 9 水道施設）	点検・管理頻度
(1) 各水道施設水源地設備の点検	
① 取水施設の点検（水位・色・濁度）	1回/日
② ポンプ設備の点検（異常の有無）	1回/日
③ 電磁流量計の点検（流量）	1回/日
④ 電気計装盤（異常の有無）	1回/日
⑤ 滅菌設備（正常・異常・滅菌液の補充・残留塩素濃度測定）	1回/日
(2) 各水道配水池の点検（対象施設 9 水道施設）	
① 配水池施設（水位等異常の有無）	2回/月
② 配水池本体点検（異常の有無）	2回/月
③ 配水流量（流量等の異常の有無）	2回/月
(3) 水質検査	
① 採水	
(1) 定期検査	1回/月
(2) 全項目検査（原水・処理水）	各1回/年
(4) 保守・保全	
① 各施設場内の管理上必要な草刈、清掃等	随時
② その他	随時
(5) 緊急時（停電や管破裂等）における24時間管理体制	一式
① 異常発生時における原因調査及びそれに対する応急的な措置等	随時
② 緊急時の対応及び臨機の措置	随時

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

1 契約の解除

南伊勢町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約の解除ができるような措置を講ずることがある。

2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

(1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び町長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

- (2) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は町長への報告を怠った旨の公表をする。
- (3) 優良工事施工団体表彰の表彰日までに(1)による指名停止又は文書注意を受けた者については、町の推薦基準に基づき、表彰対象から除外するものとする。